

平成16年	4月14日	制定
平成19年	4月13日	一部改正
平成21年	4月13日	一部改正
平成22年	4月26日	一部改正
平成23年	5月16日	一部改正
平成24年	5月14日	一部改正
平成25年	2月22日	一部改正
平成25年	5月7日	一部改正
平成26年	2月14日	一部改正
平成26年	5月19日	一部改正
平成27年	1月29日	一部改正
平成27年	5月15日	一部改正
平成28年	5月17日	一部改正
平成29年	5月8日	一部改正
令和元年	12月25日	一部改正
令和2年	11月27日	一部改正
令和3年	2月12日	一部改正
令和4年	12月23日	一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、埼玉県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 県協議会は、主たる事務所を埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号に置く。

(目的)

第3条 県協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策の推進に関すること。
- (2) 水田リノベーション事業の推進に関すること
- (3) 集落営農の法人化支援の実施に関すること。
- (4) 経営所得安定対策の対象作物の生産の目安の設定に関すること。
- (5) 農地の利用集積に関すること。
- (6) 耕作放棄地の再生利用に関すること。
- (7) 担い手の育成・確保に関すること。
- (8) この他、地域農業を振興するために必要なこと。

(9) その他県協議会の目的を達成するために必要なこと。

第2章 会員等

(県協議会の会員等)

第5条 県協議会の会員は、別表1に掲げる組織とする。

2 県協議会の委員は、別表2に掲げるものとする。

(届出)

第6条 会員は、その氏名又は住所（会員が団体の場合には、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、3年とする。

2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(仕事満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その仕事満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第11条 県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を仕事させることができる。この場合において、県協議会は、その総会の開催の日の15日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の4分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。
- 5 県協議会の目的を達成する上で緊急を要する規約の改正など会長が必要と認めたときは、書面により臨時総会を開催できるものとする。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知してしなければならない。
- 3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公開に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定する場合を除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(会長の専決)

第15条の2 会長は、直近の総会において、会長が専決することについて承認された事項に限り専決をすることができる。

- 2 前項の承認にあたっては前条第4項を準用する。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関すること。
- (5) その他県協議会の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

第 17 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 県協議会規約の変更
- (2) 県協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による議決)

第 18 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに県協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。
- 4 第 15 条第 1 項及び第 4 項並びに第 17 条の規定の適用について、第 1 項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第 18 条第 4 項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第 2 条の事務所に備え付けておかななければならない。

第 5 章 幹事会

(幹事会の構成等)

第 20 条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表 3 に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事の中から幹事長を互選する。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第 21 条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関する事。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関する事。

2 幹事会において、前項第 1 号にあっては総会開催の直前に、第 2 号及び第 3 号にあっては必要に応じて協議する。

第 6 章 事務局等

(事務局)

第 22 条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 埼玉県農業協同組合中央会 J A 支援部農政対策担当
- (2) 全国農業協同組合連合会埼玉県本部米麦部
- (3) 埼玉県主食集荷商業協同組合
- (4) 一般社団法人埼玉県農業会議
- (5) 埼玉県農林部生産振興課
- (6) 埼玉県農林部畜産安全課
- (7) 埼玉県農林部農業ビジネス支援課
- (8) 埼玉県農林部農業支援課

3 前項各号に掲げる事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。

4 県協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

5 事務局長は、第 3 項の責任者の中から会長が任命する。

6 県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第 23 条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他幹事会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第 24 条 県協議会は、第 2 条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第25条 県協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資金)

第26条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 経営所得安定対策推進事業費補助金(国補助金名 経営所得安定対策等推進事業費補助金)
- (2) 水田リノベーション推進事業費補助金(国補助金名 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業費補助金)
- (3) その他の収入

(資金の取扱い)

第27条 県協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第28条 県協議会の事務に要する経費は、第26条各号に掲げる資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第29条 県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し幹事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第30条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

(報告)

第31条 会長は、実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、関東農政局長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書
- (3) 前年度末の財産目録

第8章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

第32条 この規約及び第23条各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、遅滞なく関東農政局長に届出なければならない。

(事業終了後及び県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第33条 県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあっては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより国に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第34条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程及びこの規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を経た後、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成16年4月14日から施行する
- 2 県協議会の平成16年度の事業計画及び予算の議決については、第29条の規定にかかわらず、平成16年4月14日に行う。
- 3 県協議会の平成16年度の会計年度は、第25条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成17年3月31日とする。
- 4 当期の役員については、第7条第2項の規定にかかわらず、埼玉県水田農業推進協議会設置要綱（平成15年12月5日制定）第4条第2項及び第3項の役員が継続して行うものとする。
- 5 埼玉県水田農業推進協議会設置要綱（平成15年12月日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この規約は、平成19年4月18日から施行する。
- 2 平成19年度に執行する平成18年度対策（麦・大豆品質向上対策、稲作所得基盤確保対策及び担い手経営安定対策）については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この規約は、平成21年4月13日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成22年4月26日から施行する。
- 2 平成21年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田活用対策及び水田等有効活用促進対策については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成23年5月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年2月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年5月7日から施行する。

なお、第3条及び第4条の改正については、国の平成25年度予算成立後に施行とする。

附 則

この規約は、平成26年2月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年1月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月8日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年12月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年11月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年 2月12日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年12月23日から施行する。

別表1 (第5条第1項(県協議会の会員)関係)

埼玉県農業協同組合中央会
全国農業協同組合連合会埼玉県本部
埼玉県信用農業協同組合連合会
全国共済農業協同組合連合会埼玉県本部
埼玉県農業共済組合
埼玉県主食集荷商業協同組合
一般社団法人埼玉県農業会議
埼玉県土地改良事業団体連合会
埼玉県米麦改良協会
埼玉県農業機械化経営者協議会
埼玉県農業協同組合長会
公益社団法人埼玉県農林公社
埼玉県農林部

別表2 (第5条第2項(県協議会の委員)関係)

埼玉県農業協同組合中央会代表理事会長
埼玉県農業協同組合中央会副会長
全国農業協同組合連合会埼玉県本部運営委員会副会長
埼玉県信用農業協同組合連合会代表理事理事長
全国共済農業協同組合連合会埼玉県本部運営委員会副会長
埼玉県農業共済組合組合長理事
埼玉県主食集荷商業協同組合理事長
一般社団法人埼玉県農業会議会長
埼玉県土地改良事業団体連合会会長
埼玉県米麦改良協会会長理事
埼玉県農業機械化経営者協議会会長
埼玉県農業協同組合長会会長
公益社団法人埼玉県農林公社理事長
埼玉県農林部長

別表3 (第20条(幹事会の構成等)関係)

埼玉県農業協同組合中央会専務理事
埼玉県農業協同組合中央会常務理事
全国農業協同組合連合会埼玉県本部長
埼玉県信用農業協同組合連合会代表理事専務
全国共済農業協同組合連合会埼玉県本部長
埼玉県農業共済組合副組合長理事
埼玉県主食集荷商業協同組合専務理事
一般社団法人埼玉県農業会議事務局長
埼玉県土地改良事業団体連合会常務理事
埼玉県米麦改良協会事務局長
埼玉県農業機械化経営者協議会副会長
埼玉県農林部農業政策課長
埼玉県農林部農業ビジネス支援課長

埼玉県農林部農業支援課長
埼玉県農林部生産振興課長
埼玉県農林部畜産安全課長